

令和3年度（2021年度）就学援助に係る支給対象期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変を受けて、5月18日以降の途中申請について、これまでは申請された月から就学援助費の支給対象としていましたが、令和3年度（2021年度）就学援助制度については、申請時期に関わらず、認定者は4月分から支給対象とします。他市町村からの転入者については、これまでどおり転入月から支給対象とします。特別事情の申請については、事実発生月からの支給対象を基本とします。

令和3年度（2021年度）就学援助に係る特別事情の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少したことにより、経済的に生活が困窮され、就学が困難な児童生徒の保護者が就学援助費受給申請をした際は、就学援助の審査において特別事情として取扱います。

申請期間	令和3年（2021年）5月10日から令和4年（2022年）2月28日までの申請	
審査方法	<p>給与証明書（給与明細書も可、就学援助費受給申請書を提出した月の前月以前の6か月分、写し可）より、1年間の収入に換算したうえで、みなし所得を算定し、令和3年度（2021年度）就学援助認定基準額以下であれば、就学援助支給対象となります。自営業等で給与証明書が発行できない場合は、収入申告書（就学援助費受給申請書を提出した月の前月以前の6か月分の収入を申告）を提出してください。</p> <p>なお、すでに令和3年度（2021年度）就学援助費受給申請書を提出され、前年分の所得が認定基準額を超過し否認定になった場合でも、上記の方法で再度申請することができます。</p>	
手続き	既に就学援助費受給申請をしている場合	<p>就学援助の審査中の際は、①「申立書」、②「給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）または収入申告書」の二点の書類を申請場所へ提出してください。</p> <p>就学援助審査において所得超過で否認定となった場合は、あらためての申請が必要となります。①「就学援助費受給申請書」、②「申立書」、③「給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）または収入申告書」の三点の書類を申請場所へ提出してください。</p>
	これから就学援助費受給申請をする場合	①「就学援助費受給申請書」、②「申立書」、③「給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）または収入申告書」の三点の書類を申請場所へ提出してください。
申請場所	対象の児童生徒が在籍している枚方市立小・中学校、教育委員会教育支援室（学校支援担当）、枚方市役所市民室総務担当（別館2階）、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所	
提出書類 入手方法	申立書、収入申告書は申請場所にて配布。枚方市ホームページからのダウンロードも可能。	
Q&A	<p>Q：「給与証明書（給与明細書）または収入申告書」は何月の分を提出すればよいですか？</p> <p>A：6月に就学援助費受給申請書を提出する場合は、給与所得者は12月、1月、2月、3月、4月、5月の各月ごとで、支給された給与を示した給与証明書（給与明細書）、自営業の方は12月、1月、2月、3月、4月、5月の経費を差し引いた収入を記載した収入申告書を提出してください。なお、9月に申請書を提出される場合は、3月～8月分の書類が必要となります。</p> <p>Q：父母の片方が専業主夫・主婦のため、給与証明書がない場合でも、何らかの書類の提出は必要ですか？</p> <p>A：専業主夫・主婦をはじめ、何らかの理由で給与証明書が入手できない場合は、収入申告書を提出してください。</p>	

問い合わせ先

枚方市教育委員会 教育支援室（学校支援担当） 電話 050-7105-8043（直通）

枚方市車塚1丁目1番1号（輝きプラザきらら内）